

国立大学法人和歌山大学内地研究員受入規程

制 定 平成18年10月27日

法人和歌山大学規程 第 537号

最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における内地研究員の受入に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 内地研究員とは、本学以外の大学等（国立大学法人、国立大学法人以外の大学、研究所、その他の研究機関を含む。）（以下「派遣機関」という。）が本学に派遣する研究員をいう。

2 部局とは、本学組織規則に定める学部等、基幹及び機構をいう。

3 部局長とは、前号の部局の長をいう。

(受入)

第3条 内地研究員の受入は、派遣機関の長から学長に申請するものとする。

(受入期間)

第4条 内地研究員の受入期間は、派遣機関の申請に基づき、会計年度を越えない範囲内で決定するものとする。

(受入の可否の決定)

第5条 学長は、第3条による申請があったときは、当該部局の学部等にあつては教授会、基幹及び機構にあつては機構推進会議の議を経て、その受入の可否の決定を行うものとする。

2 学長は、前項に基づく決定について、派遣機関の長及び当該部局長に通知するものとする。

(研究費)

第6条 派遣機関は、内地研究員の研究費として、別表に掲げる額を本学に支払うものとする。

2 内地研究員の研究内容等により、前項の研究費の額を増額する必要がある場合は、学長と派遣機関の長が協議して、その額を別に定めることができる。

(研究の中断及び中止)

第7条 内地研究員は、研究期間中、研究を中断又は中止するときは、ただちにその理由を付して、学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項による申し出があつたときは、派遣機関の長と協議し、その結果を当該部局長に通知する。なお、当該内地研究員の研究の中断又は中止が決定した場合における中断期間の研究費、中止以後の研究費は、請求しないものとする。ただし、当該中断の開始及び終了の時期、中止の時期が月の途中の場合は、その月に係る研究費は請求するものとする。

(研究の終了)

第8条 内地研究員は、研究期間が終了したときは、終了の日から1月以内に、当該部局長に報告しなければならない。

2 部局長は、前項により報告を受けたときは、これを学長に提出するものとする。

内地研究員受入規程

(施設等の使用)

第9条 内地研究員は、指導教員及び施設管理責任者の承認を経て、本学の諸施設及び諸設備を使用することができるものとする。

(規則等の遵守)

第10条 内地研究員は、本学の学内規則を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、内地研究員の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年10月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第590号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第688号)

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第765号)

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1056号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1515号)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1929号)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2262号)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2556号)

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2623号)

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別 表

教	授	月額	29,300円
准	教 授	月額	15,700円
講	師	月額	11,500円
助	教	月額	7,300円